

令和元年第8回熊野町議会定例会

会議録（第2号）

1. 招集年月日 令和元年12月10日

2. 招集の場所 熊野町議会議場

3. 開議年月日 令和元年12月11日

4. 出席議員（16名）

1番 水原耕一	2番 福垣内邦治
3番 光本一也	4番 中島数宜
5番 尺田耕平	6番 竹爪憲吾
7番 諏訪本光	8番 沖田ゆかり
9番 片川学	10番 時光良造
11番 民法正則	12番 荒瀧穂積
13番 山吹富邦	14番 山野千佳子
15番 中原裕侑	16番 大瀬戸宏樹

5. 欠席委員（0名）

なし

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	三村裕史
副町長	内田充
教育長	林保
総務部長	宗條勲
危機管理監	貞永治夫
民生部長	時光良弘
建設部長	沖田浩
教育部長	横山大治
建設部技術担当部長	林武史

総務部次長	堀野辰夫
民生部次長	西岡隆司
建設部次長	堂森憲治
建設部技術次長	桑垣誠
教育部次長	隼田雅治
財務課長	桐木和義
危機管理課長	花岡秀城
地域振興課長	西川伸一郎
税務課長	須賀雅彦
高齢者支援課長	西村ゆり
住民課長	立花太郎
子育て・健康推進課長	佛圓至裕
生活環境課長	宗像雅充
都市整備課長	福嶋春樹
上下水道課長	寺垣内栄作
生涯学習課長	榎並正和
会計課長	穂坂俊彦

~~~~~○~~~~~

#### 7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|         |      |
|---------|------|
| 議会事務局長  | 西村隆雄 |
| 議会事務局書記 | 永谷望  |

~~~~~○~~~~~

8. 議事日程（第2号）

開会宣告

- 日程第 1 議案第 6 1 号 熊野町いのちをつなぐ手話言語条例案について
- 日程第 2 議案第 6 2 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案について
- 日程第 3 議案第 6 3 号 熊野町表彰条例等の一部を改正する条例案について
- 日程第 4 議案第 6 4 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 5 議案第 6 5 号 議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正

する条例案について

日程第 6 議案第 66 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について

日程第 7 議案第 67 号 熊野町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例案について

日程第 8 議案第 68 号 令和元年度熊野町一般会計補正予算（第 4 号）について

日程第 9 議案第 69 号 令和元年度熊野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について

日程第 10 議案第 70 号 令和元年度熊野町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について

日程第 11 議案第 71 号 令和元年度熊野町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について

日程第 12 議案第 72 号 令和元年度熊野町上水道事業会計補正予算（第 2 号）について

追加日程第 1 発議第 3 号 審議の停止について

日程第 13 発議第 2 号 熊野町議会議員定数条例の一部を改正する条例案について

~~~~~○~~~~~

## 9. 議事の内容

（開会 9 時 30 分）

○議長（大瀬戸） ただいまの出席議員は 16 名です。定足数に達していますので、きのうに引き続き、会議を再開します。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第 1、議案第 61 号、熊野町いのちをつなぐ手話言語条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第 61 号、熊野町いのちをつなぐ手話言語条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案は、ろう者の方にとって手話が大切な意思疎通のための言語であることを定

め、手話に対する理解と普及を目的としております。第5期障害者保健福祉計画の基本理念であります「お互いに尊重し合いながら、だれもが自立し健やかに暮らせるまちづくり」に基づき制定するもので、障害者福祉の推進に寄与するものと考えております。

詳細につきましては、民生部次長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 西岡民生部次長。

~~~~~○~~~~~

○民生部次長（西岡） 議案第61号、熊野町いのちをつなぐ手話言語条例案の詳細について御説明申し上げます。

資料1をごらんください。

まず、本条例案の提出経緯でございます。平成30年3月、令和元年5月に、広島県ろうあ連盟及び手話サークル会員から、町長に対し、手話言語条例の制定について要望があり、本年6月から条例制定に向けた勉強会を3回開催いたしました。10月に、熊野町いのちをつなぐ手話言語条例案を作成し、11月の熊野町地域自立支援協議会で条例案の内容につきまして同意をいただいております。

また、条例の名称でございますが、手話は、ろう者にとって物事を考え、コミュニケーションを図る言語として欠かせないものであります。手話への理解、普及は、ろう者と聞こえる人が共生していく上で不可欠であり、ろう者にとって、いのちをつなぐ文化といっても過言ではありません。この趣旨に沿って、条例案の名称を「熊野町いのちをつなぐ手話言語条例」としております。

続きまして、3の条例案の構成についてです。

まず、条例の前文で、手話を言語として位置づけ、ろう者を含む全ての町民が、お互いに尊重し、誰もが自立し健やかに暮らせる優しいまちづくりを目指すことを明記しております。

第1条以下で、目的、基本理念、町の責務を明記し、町民の役割、町内事業者の責務を努力義務として載せております。

第6条では、施策の推進方針として、町が策定することを義務づけ、その推進方針に掲げる事項を列記しております。

次に、4の条例制定自治体でございますが、全国で285自治体、広島県内では、廿日市市、福山市、東広島市の3市が条例を制定されております。

最後に、この条例の施行期日でございますが、公布の日から施行することとします。説明は以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。光本議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（光本） 私は、6月議会の一般質問におきまして、この手話言語条例の早期制定を町長に求めました。町長はそのとき、12月議会での条例案提出に向けて取り組むと答弁をいただきました。町長には、本日の条例案上程、まずもってお礼を申し上げます。

条例案のタイトル、名称の頭に「いのちをつなぐ」という言葉がつけられております。条例案の中身を見ますと、前文第1条の目的、第2条の基本理念において、手話が言語であるという認識に基づき、手話への理解と普及に関し、総合的かつ計画的に推進をしていく。そして、ろう者を含む全ての町民がお互いに尊重し合いながら、誰もが自立し健やかに暮らせるまちづくりを目指すというように規定をされております。大変素晴らしい内容であるという思いがいたします。

ただいまの説明でもありましたが、条例制定に当たり、県のろうあ連盟、手話サークルの方々との勉強会を何度も行われたということですが、この点について、内容などを詳しくもう少しお聞かせいただければと思います。

そして、もう1点、今後の取り組みとしまして、現時点で結構ですから、考えておられることをお聞かせいただければと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 西岡民生部次長。

~~~~~○~~~~~

○民生部次長（西岡） 本条例の制定に向けて、広島県ろうあ連盟、手話サークル会員の方、あと町内在住の手話通訳者、聴覚障害者の方とともに、6月から8月にかけて3回の勉強会を行いました。この勉強会におきましては、手話への理解、普及を図るために、手話についての歴史、ろう者にとって手話とは何かを考え、また他市町の

条例の研究を行いまして、条例に盛り込むべき内容、あと条例の名称について検討を重ねてまいりました。

あと続きまして、町の条例制定後の施策、計画、取り組みについてでございますが、まず手話への理解普及を図るために、広報紙におきまして手話の紹介記事を掲載し、あとくまの・こども夢プラザにおきまして、歌に合わせて手話による振りつけ体験を行い、事業者に対しましてはリーフレットを作成しまして、商工会を通じて配布を予定しております。あと、聴覚障害者の方が来庁された際に、コミュニケーション手段といたしまして、タブレットを活用して遠隔手話通訳サービスの導入を計画しております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 光本議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（光本） どうもありがとうございました。

この条例なんですが、第3次安倍内閣が進める一億総活躍社会の実現という国の方向性とも一致をしております。条例は言うまでもなく、つくることが目的ではございません。ただいまの説明にありましたように、これから普及に向けてしっかりと取り組んでいただきたいというように思います。町執行部には、今後とも県ろうあ連盟、手話サークルの皆さんたちと連携を密にされ進めていただくことを強くお願いいたします。どうもありがとうございました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 答弁はよろしいですか。

~~~~~○~~~~~

○3番（光本） いいです。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 諏訪本議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（諏訪本） 質問が重複したんですけども、私は、今出ましたように、特に今後の取り組みについてより実効性のあるといいますか、より効果の、成果のあるものにしていただきたいというように思っております。その内容を聞きたかったんですが、今

光本議員のほうから聞かれましたので省略します。より実効性がある、そしてより継続性のあるものにしていただきたいというように思います。よろしく申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） ないようですので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第61号について採決します。

本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第61号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第2、議案第62号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第62号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行されることに伴い、会計年度任用職員に関する規定を整備するとともに、特別職及び臨時職員の任用につきまして所要の改正を一括で行うものでございます。

詳細につきましては、総務部次長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 堀野総務部次長。

~~~~~○~~~~~  
○総務部次長（堀野） 議案第62号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案の詳細につきまして御説明申し上げます。

お手元にお配りしております資料の3ページ、資料2をごらんください。

初めに、1、制定の理由でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、会計年度任用職員制度が新たに導入され、特別職非常勤職員及び職員の臨時的任用が厳格化されることから、法改正の趣旨を踏まえた所要の改正を行うものでございます。

次に、2、改正の内容をごらんください。

まず、第1条、熊野町職員定数条例の一部改正でございますが、臨時的任用職員の任用に厳格な制限が設けられ、緊急の場合に臨時職員を任用する場合には定数条例の対象となることから、臨時的任用職員の一部を定数条例に含めるよう改正を行うものでございます。

続きまして、第2条、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正と、第3条、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正でございますが、会計年度任用職員には、一般職員同様に地方公務員法の分限及び懲戒の規定が適用されることから、休職期間の範囲や減給の効果について、所要の改正を行うものでございます。

次に、第4条、公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正でございますが、今回の法改正に伴い、引用部分における項のずれが生じたことなどから、規定の整理を行うものでございます。

続きまして、第5条、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございますが、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等につきましては、規則により任命権者が定めるよう規定するものでございます。

続きまして、第6条、職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございますが、会計年度任用職員の育児休業中の勤勉手当及び育児休業後の号給の調整につきましては、適用除外とするよう所要の改正を行うものでございます。

続きまして、第7条、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございますが、特別職非常勤職員につきましては、地方公務員法の改正

となる場合は、公金横領、放火、殺人、飲酒運転による死傷事故、例えば麻薬の所持と、そういった場合には免職とするということを町の懲戒処分指針のほうで定めております。それ以外に停職となる場合であるとか、減給、戒告となる場合についても、細かに要件を定めて処分を行うということになってございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） それでは、第8条の職員の給与に関する条例の一部改正についてなんですが、このパートタイム会計年度任用職員の給与、費用弁償に関する条例ということにつきまして、9月議会でも賞与を支払うことができる者とするということがございましたが、これについての財源はどのように考えているのか、お伺いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 宗條総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（宗條） 一般財源でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） 一般財源ということなんですけれども、これは今まで予算を組んでいなかった財源でございますのでもう少し詳しくお伺いしたいんですが、よろしくお願ひします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 宗條総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（宗條） 今までそういった期末手当について支給していなかったということで、議員がおっしゃられるように、新たに支出が生じてくるということになってまいります。これにつきましては、今、国のほうでも地方交付税の算定に当たって、基準財政需要額の中にそういった特別な出費部分について手当をするということが議論されておりますので、基本的には地方交付税の一般財源部分ということになりますので、

そういった財源を充てる。また不足するというような場合においては、やはり全体の予算ということでございますので、それぞれの予算の編成において創意工夫をしながら財源を捻出していくということになろうかと思っております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） よろしいですか。ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） それでは、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第62号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第62号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第3、議案第63号、熊野町表彰条例等の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第63号、熊野町表彰条例等の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、令和元年6月に公布された成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、成年被後見人等であることを理由に職種や資格等から一律に成年被後見人等が除外されることのないよう、町の条例における、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る規定の改正を行うものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） ないようですので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第63号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第63号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第4、議案第64号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第64号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、労働基本権制約の代償措置である人事院や広島県人事委員会等の勧告に基づき、職員の給料、勤勉手当及び住居手当について、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務部次長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 堀野総務部次長。

~~~~~○~~~~~

○総務部次長（堀野） 議案第64号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案の詳細につきまして御説明申し上げます。

お手元にお配りしております資料の19ページ、資料4をごらんください。

初めに、1、改正の趣旨でございます。提案説明にございましたとおり、このたびの条例案は、人事院や広島県人事委員会等の勧告、また地方公務員の給与改定に対する国からの要請を踏まえ、給料及び勤勉手当の改定並びに住居手当の見直しについて、関係規定の改正を行うものでございます。

それでは、個別の改正内容につきまして御説明申し上げます。

2、改正内容をごらんください。

まず、(1)給料でございますが、平成31年4月分の給与において、公務が民間を下回っていたことから、初任給や30歳台半ばまでの職員が在職する階層で給料表の引き上げを行います。この改正による給料表の引き上げ幅はおおむね0.1%となります。

次に、(2)勤勉手当でございますが、民間の特別給との均衡を図るため、令和元年12月分の支給月数を、0.925カ月から0.975カ月へ、0.05カ月の引き上げを行います。

なお、(3)勤勉手当につきましては、令和2年度以降について、引き上げ分の0.05カ月を6月分及び12月分に均等に配分する内容ですので、資料の表にもございますように、勤勉手当の年間支給月数に変更はございません。

最後に、(4)住居手当につきましては、民間の状況等を踏まえ、支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げ、手当額の上限を1,000円の引き上げ、家賃から控除する基礎控除額を4,000円引き上げを行います。

なお、改正により手当額が2,000円を超える減額となる職員については、令和3年3月31日までの間、改正前の手当額から2,000円を控除した額を手当額とする経過措置を設けます。

これらの改正による影響額につきましては、裏面の3、影響額に記載しておりますように、給料が約110万円、勤勉手当が約258万円の増額となります。

なお、給料の引き上げ改定に伴うはね返しとして、連動して算定される地域手当、時間外勤務手当等の各種職員手当につきましても約30万円、広島県市町村職員共済組合に対する共済費につきましても約53万円の増額となります。また、住居手当の見直しに係る影響額といたしましては、右側の表に記載しておりますように、現在の受給者で試算した場合、令和2年度で年額約41万円の減額となります。

4、施行年月日につきましては、給料に係る改正内容は平成31年4月1日に、勤勉

手当に係る改正内容は令和元年12月1日に遡及して適用し、令和2年度の勤勉手当及び住居手当の見直しに関する改正内容は令和2年4月1日から施行いたします。

説明は、以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第64号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第64号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第5、議案第65号、議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第65号、議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、人事院勧告に基づく特別職の国家公務員の改定内容に準じ、年間の期末手当を0.05カ月分引き上げるものでございます。この改正により、年間の総支給月数は3.4カ月となり、議員1人当たり年間で約1万6,000円の増額となります。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) これをもって討論を終結します。

これより議案第65号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 異議なしと認めます。

よって、議案第65号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) これより日程第6、議案第66号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長(三村) 議案第66号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、人事院勧告に基づく国の改定内容に準じ、期末手当の支給月数を改正するものでございます。内容につきましては、年間の期末手当について0.05カ月分の引き上げを行い、総支給月数は一般職と同様、年間で4.5カ月となります。影響額といたしましては、年間で約12万9,000円の増額となります。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第66号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第66号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第7、議案第67号、熊野町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第67号、熊野町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、条文内の消費税に関する税率が未改定であったため、この税率を現行の消費税率に改め、改正消費税法の施行日である令和元年10月1日に遡及し、適用するものでございます。また、道路法施行令の改正に伴い、これとの整合を図るため、道路占用料の改定を行うものでございます。

詳細につきましては、建設部技術次長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 桑垣建設部技術次長。

~~~~~○~~~~~

○建設部技術次長（桑垣） 議案第67号、熊野町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例案の詳細につきまして御説明申し上げます。

資料の35ページ、資料7、新旧対照表をごらんください。

まず、第2条第2項の1カ月に満たない期間の道路占用料については、消費税の課税対象となっておりますが、この条文内の消費税に関する税率が未改正であったため、この税率を現行の消費税率に改め、適用日を消費税率が改定された令和元年10月1日に遡及するものでございます。

次に、道路占用料の改定について御説明いたします。



下段の別表をごらんください。

このたび、国が道路占用料の算定の基礎となる地価水準、及び地価に対する賃料の水準の変動等を反映させるため、国道の占用料の単価を見直し、道路法施行令が改正されました。これに伴い、町の道路占用料も国に準じて改定するものでございます。

主な内容といたしましては、電柱については、第1種電柱1本につきこれまで年額440円でしたが、改正後は510円に、第2種は680円を790円に、第3種は920円を1,100円に改正いたします。その他、表のと通りの改正となっております。

なお、こちらの施行日は道路法施行令と同様に令和2年4月1日でございます。

説明は、以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第67号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第67号については原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

再開は10時25分とします。

（休憩10時11分）

（再開10時25分）

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

これより日程第8、議案第68号、令和元年度熊野町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第68号につきまして御説明申し上げます。

令和元年度熊野町一般会計補正予算（第4号）案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億529万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を102億7,019万円とするものでございます。

一般会計補正予算案の詳細につきましては副町長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 内田副町長。

~~~~~○~~~~~

○副町長（内田） 議案第68号、令和元年度熊野町一般会計補正予算（第4号）案について、その主な内容を説明させていただきます。

歳入でございますが、まず議案書の12ページのほうをお開きください。

第9款・地方特例交付金の、第2項・子ども・子育て支援臨時交付金、第1目・子ども・子育て支援臨時交付金では、幼児教育の無償化のため、消費税率10%への引き上げによる増収分を財源としていましたが、令和元年度は消費税率引き上げに伴う地方の増収がわずかであることから、今年度に限り、地方負担分を措置するため、子ども・子育て支援臨時交付金が創設され、3,077万1,000円が交付されるものでございます。

第12款・分担金及び負担金、第1項・負担金では、第1目・民生費負担金において、幼児教育・保育無償化による保育所利用料の廃止により2,275万9,000円を減額しております。

第14款・国庫支出金、第1項・国庫負担金では、第1目・民生費負担金において、児童扶養手当の法改正により支払い回数が年3回から6回に分散されて支払われることになったことに伴い、児童扶養手当給付費国庫負担金500万円の増額、幼児教育・保育無償化に伴う国負担部分として、子どものための教育・保育給付費国庫負担金2,246万1,000円を増額、同じく幼児教育・保育無償化に伴う国負担部分でございますが、新制度未移行幼稚園に対する措置分として、施設等利用費給付交付金871万1,000円を増額しております。

14 ページをお開きください。

第2項・国庫補助金、第1目・総務費補助金において、補助金の交付決定により、社会保障・税番号制度システム整備費補助金239万1,000円を増額、第5目・教育費補助金では、幼児教育・保育無償化に伴う幼稚園就園奨励費の廃止による、私立幼稚園就園奨励費補助金333万3,000円を減額、第8目・消防費補助金では、補助金額の確定により、土砂災害対策事業補助金850万円を増額しております。

第15款・県支出金、第1項・県負担金、第1目・民生費負担金、第2節・児童福祉負担金の施設等利用費給付交付金は、幼児教育・保育無償化に伴う県負担部分ですが、新制度未移行幼稚園に対する措置分として、施設等利用費交付金435万5,000円を増額しております。

第2項・県補助金、第1目・民生費補助金において、事業費減額に伴う、地域支え合いセンター設置・運営事業補助金140万3,000円を減額しております。

16 ページをお開きください。

第2目・衛生費補助金、第1節・環境衛生費補助金において、事業費の確定により、災害廃棄物処理計画策定業務に係る地域廃棄物対策支援事業補助金102万4,000円を減額しております。

第18款・繰入金、第2項・基金繰入金では、第1目・財政調整基金繰入金において、歳入歳出見込みに基づき収支均衡を図るため3,758万9,000円を増額、第3目・筆の里づくり基金繰入金において、広島駅ビルアッセ5階で運営をしている熊野筆セレクトショップを新たにホテルグランビア広島へ移転するための財源として、1,070万7,000円を増額しております。

18 ページをお開きください。

第20款・諸収入、第5項・雑入、第1目・雑入において、事業不採択により、地域防災組織育成助成金100万円を減額しております。

第21款・町債、第1項・町債、第5目・教育債では、町民会館の施設整備に係る地方債の組み替えをするもので、防災基盤整備事業に係る防災対策事業債1,170万円を減額し、緊急防災・減災事業債に1,450万円を増額し、全体で210万円を増額するものでございます。なお、これに伴い、6ページの第2表・地方債補正において、地方債限度額を修正しております。

次に、歳出について主な内容を説明いたします。

20ページをお開きください。

歳出につきましては、人事異動や人事院勧告等を踏まえた人件費の調整のほか、過年度の国及び県の補助金・負担金の精算による返還金、財源更正などを計上しております。これらを除く各事業の主な内容について御説明いたします。

第2款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費では、一般管理事業において、下水道及び介護保険訴訟に係る弁護士費用として218万2,000円を増額するものでございます。

22ページをお開きください。

第4目・筆の里工房費では、広島駅ビルアッセからホテルグランビア広島へ熊野筆情報発信拠点の移設整備のため1,605万1,000円の事業費増額のほか、既存事業の事業費確定等による減額754万2,000円によって、差し引き850万9,000円を増額するものでございます。

24ページをお開きください。成年後見人の対象者増及び手話通訳者派遣の利用増により84万8,000円を増額、30ページをお開きください。第11目・豪雨災害対応費では、地域支え合いセンター事業の事業費の一部が補助対象外となったことから、140万3,000円を減額するものでございます。

32ページをお開きください。

第3項・児童福祉費、第2目・児童措置費におきまして、次のページをお開きください。児童扶養手当給付事業において、児童扶養手当の法改正による支払い回数の見直しにより3カ月分の支給額1,500万円を増額、児童福祉施設入所委託事業において、母子自立支援施設入所委託料の単価の改定等により120万円を増額、第3目・保育所費では、幼稚園就園奨励費から無償化へ移行した経費のうち、保護者負担金分の経費1,742万2,000円を増額するものでございます。

36ページをお開きください。

第4款・衛生費、第1項・保健衛生費、第3目・母子保健費において、未熟児養育の対象者増加に係る医療費135万8,000円を増額、不妊治療の実施者増加に係る治療費等助成金96万6,000円を増額するものでございます。

38ページをお開きください。

第2項・清掃費、第1目・清掃総務費では、事業費確定により204万9,000円を減額、第2目・塵芥処理費におきましても、事業費確定により600万7,000円

を減額するものでございます。

40ページをお開きください。

第5款・農林水産業費、第1項・農業費、第4目・農地費では、呉地大池の堤防本体部分の診断調査や、里道・水路の緊急性の高い箇所の補修工事として、300万円を増額するものでございます。

44ページをお開きください。

第7款・土木費、第2項・道路橋梁費、第1目・道路橋梁総務費では、県道矢野安浦線等の県営事業に係る県への負担金441万3,000円を増額、第3目・道路新設改良費では、町道深原公園線・鞆ノ河内工区において、道路改良に必要な経費の増額及び事業確定部分の減額を差し引き232万5,000円を増額するものでございます。

46ページをお開きください。

第4項・都市計画費におきまして、第2目・公園費では、筆の里工房周辺整備工事に係る費用として600万円を増額するものでございます。

48ページをお開きください。

第8款・消防費の第1項・消防費におきまして、第2目・非常備消防費では、助成金の不採択により、消防団用の消耗品137万4,000円を減額するものでございます。

50ページをお開きください。

中ほどの部分ですが、第9款・教育費、第5項・幼稚園費、第1目・幼稚園費では、幼児教育・保育無償化に伴う幼稚園就園奨励費補助金制度の廃止により、1,000万円を減額するものでございます。

52ページをお開きください。

第6項・社会教育費におきまして、第2目・町民会館費では、エレベーター修理等の施設修繕事業費確定により101万8,000円を減額するものでございます。

54ページをお開きください。

第7項・保健体育費におきましても、第1目・保健体育総務費では、町民体育大会の中止等の事業費確定により149万4,000円を減額するものでございます。

最後に6ページまでお戻りいただきたいと思います。6ページのほうをお開きください。

第2表の地方債補正ですが、1番目の緊急防災・減災事業債1,450万円の追加及び、3番目の防災対策事業債1,170万円の廃止につきましては、町民会館の施設整

備に係る地方債の組み替えによるものでございます。2番目の公共事業等債・道路事業につきましては、補助金の確定により、限度額を4,280万円から4,210万円に変更するものでございます。

説明は、以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） 35ページ、児童扶養手当給付事業、児童扶養手当1,500万円ですが、この事業は母子家庭のお母さんたちから、年に3回4カ月分の支給をされるよりも細かく分けて支給していただきたいという要望を受けて公明党が推進したものでございます。今回の1,500万円というのは、3回分が6回になったということで、来年度支給されるものが今年度に支給することになったための予算措置とってよろしいでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 佛圓子育て・健康推進課長。

~~~~~○~~~~~

○子育て・健康推進課長（佛圓） そうですね、ひとり親家庭のほうに支給する児童扶養手当、こちらについては本改正に基づいて3回が6回ということで変更です。増額の原因ということですが、本年12月分から令和2年3月分まで、この4カ月分については、これまでですと翌年度4月に翌年度の会計で支払いをしておりました。それが今回2カ月ごとの支給となりましたので、12月、1月、2月、この3カ月分を今年度の会計として前倒して支給することになりましたので、今回増額をお願いするものです。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） ありがとうございます。

ちなみに児童扶養手当の対象者は現在どのぐらいいらっしゃるのでしょうか。また、

ここ近年、対象者がふえているのかどうか、お伺いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 佛圓子育て・健康推進課長。

~~~~~○~~~~~

○子育て・健康推進課長（佛圓） 児童扶養手当対象者ということですが、現在は約170人ということで、この数ですけど、過去の平成27年の数が210人ということになっておりましたので、少しずつですが減少の傾向にあります。対象者のほうは若干少なくなっているということです。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） それでは、37ページ、母子保健事業なんですけれども、この未熟児養育医療費と不妊治療費等の助成金ということで、この対象者がふえているようなんですけれども、それについて調査を行われているようでしたらお伺いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 佛圓子育て・健康推進課長。

~~~~~○~~~~~

○子育て・健康推進課長（佛圓） 未熟児医療の件数なんですけど、例年5件程度ということで、それをもとに予算のほうを見込んでおりました。今年度に入りまして申請のほうがちよっと急にふえまして、見込みでは9件の申請になる予定ということで、今回、増額のほうをお願いしたものです。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） 22ページでございます。筆の里工房費、アッセのことですね。熊野筆情報発信拠点事業でございます。これをもう少し詳しく御説明いただけませんか。今後の見通しも踏まえて。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 西川地域振興課長。

~~~~~○~~~~~

○地域振興課長（西川） 今後の見通しということでございますが、今からこの補正の議決を受けまして、工事等、店舗の準備等に入らせていただく。また、販促のものについて等の準備を今後させていただいたり、一応予定としては3月20日に開店を予定しているということですが、それに向けてのそういった準備をさせていただくこととしております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） 一般質問にも出ておりましたが、熊野というのは、筆の生産は上手だったんです。販売は行商でございました。最近、インバウンドを含めて販売力が非常に問われております。プライスリーダーは販売力のほうでございます。そういう意味では、この施設は随分大事でございます。情報発信して、あわせてそれを販売に結びつけると。で、ファンづくりが必要だと思うんですが、実は町の広報紙を拝見しました。おめでとうございます、熊野市との調定ができました。その中で、非常に私関心を持ちましたのは、調定された書式の中のサインなんです。これどんな、筆を使われましたか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 宗條総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（宗條） 協定書をどういった筆記用具を使ったということですが、これはペンを使っております。これ当初は毛筆でということもあったんですけれども、熊野市さんとの協議の中でペンを使わせていただきたいということがございましたので、同じ協定書ですので、そのように熊野町としてもペンを使わせていただいたということでございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 荒瀧議員。







れます。

それと、不妊治療のほうですが、これは平成28年度からこの助成制度が始まっています。これは少子化対策の一環ということもあって、県なども積極的にPRをしています。そういうこともあって、そういう制度が浸透してきたということがふえてきた要因ではないかと考えられます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ほかにございませんか。

山野議員。

~~~~~○~~~~~

○14番（山野） 35ページの児童福祉施設入所委託事業なんですけど、母子自立支援施設入所者の件数と、それからその理由をちょっと教えていただけますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 佛圓子育て・健康推進課長。

~~~~~○~~~~~

○子育て・健康推進課長（佛圓） 件数ですが、現在1件、対象があります。

この増額の理由なんですけど、単価の改正ということがあって、4月にさかのぼってそれを適用するということがありますし、当初見込んでい wasn't でした被虐待児受け入れ加算といったものも発生してきましたので、ここらあたりを加えたものです。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 山野議員。

~~~~~○~~~~~

○14番（山野） 近年、虐待に対する法律もできるということなんですけれども、そういったもので町内における虐待の事案みたいなものは何件ぐらいかあるんでしょうか。御存じですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 佛圓子育て・健康推進課長。

~~~~~○~~~~~

○子育て・健康推進課長（佛圓） 虐待通告といえば、昨年度22件ということで報告が

ありました。今年度に入っても、ちょっと取りまとめはしてませんが、件数のほうは出ております。それについては西部子ども家庭センターと連携をとりまして、対応に当たっております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 山野議員。

~~~~~○~~~~~

○14番（山野） 幼い命が亡くならないように、しっかりと頑張っていたきたいと思っています。よろしくお願いします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 時光議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（時光） 45ページの町道深原公園線でございますが、232万5,000円ついておりますが、これちょっと地元の人随分待ち望んでおられるんですけど、ちょっと工事がおくれとんじゃないかというお話もあり、今のところ何もかかっておられませんが、今後の計画といたしますか、工程といたしますか、ちょっと教えていただきたいと思っております。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 堂森建設部次長。

~~~~~○~~~~~

○建設部次長（堂森） この工事につきましては既に発注をしておりまして、今準備をしておるという状況でございます。今年度には橋梁下部2基を設置する予定でございますけど、場合によっては繰り越しも必要かとは考えておりますが、今のところ準備を進めているという、県ともあわせて実施ということで、水道等の切り回し等も加えたもので実施したいというように考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 時光議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（時光） 今ちょっとお話がありましたが、瀬野呉線ですかね。これは県の事業

でございますが、災害の関係で今工事がとまっているという状態ですが、これは、工事のほうは今後どのような予定になっているかというのは、県のほうからちょっとお話を聞いておられれば教えてください。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 堂森建設部次長。

~~~~~○~~~~~

○建設部次長（堂森） 若干、通常事業ということでおくれておるということを伺っております。その中でも、これはもう当然手をつけておる、進んでおる事業ということなので、引き続きのものはどんどん発注してやっていくということで伺っております。以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ほかにございませんか。

沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） 35ページ、保育所運営事業の病児病後児保育事業負担金なんですけれども、これみらい保育園に通っていない園児であっても預けることができるということを知らない保護者の方が大変多くいらっしゃいます。その辺も皆さんにこふでりんラインなどを使って周知していただければなと思うのと、この病児病後児保育事業、毎年みらい保育園以外の園児の方が使われているのかどうか、わかれば教えてください。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 佛圓子育て・健康推進課長。

~~~~~○~~~~~

○子育て・健康推進課長（佛圓） 病児病後児保育の負担金ということなんですが、そうですね、みらい保育園のほうで使えるということ、確かにPRのほうは足りてないということですね。それについては今後もっと詳しくPRするように気をつけたいと思います。

それと、あとみらい保育園に通ってなくても使える。済みません、失礼しました。この予算の増額の理由なんです、これは今回の分につきましては、近隣の病院等で運営されてます病後児保育、病児保育、そちらのほうを利用する方のためのそういう負

担金ということで、近隣の市町のほうに負担をするものです。今回増額のほうをお願いしたものです。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） それでは、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第68号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第68号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第9、議案第69号、令和元年度熊野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第69号につきまして御説明を申し上げます。

令和元年度熊野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ84万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を28億1,004万1,000円とするものでございます。

歳入予算の主な内容は、事業費の増加に伴う県補助金84万5,000円の増額でございます。

歳出予算の主な内容は、一般管理費におきまして、マイナンバーカードを国民健康保険証として活用するためのシステム改修費84万5,000円を増額するものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

います。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第69号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第69号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第10、議案第70号、令和元年度熊野町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第70号につきまして御説明申し上げます。

令和元年度熊野町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ113万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億9,385万3,000円とするものでございます。

歳入予算の内容は、公共下水道整備費の歳出増額に伴う一般会計繰入金113万4,000円の増額でございます。

歳出予算の内容は、一般管理費において98万円の増額、公共下水道整備費において15万4,000円を増額するものでございます。いずれも人件費の調整によるものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~


○議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第70号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第70号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第11、議案第71号、令和元年度熊野町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第71号につきまして御説明申し上げます。

令和元年度熊野町介護保険特別会計補正予算（第3号）案の保険事業勘定につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ85万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を22億6,552万7,000円とするものでございます。

歳入予算の内容は、第3款・支払基金交付金では、地域支援事業支援交付金35万7,000円を減額、第4款・国庫支出金の第2項・国庫補助金では、地域支援事業交付金の減額や保険者機能強化推進交付金の増額により221万6,000円を増額、第5款・県支出金の第2項・県補助金では、地域支援事業交付金50万3,000円を減額、第6款・繰入金の第1項・一般会計繰入金では、地域支援事業繰入金50万3,000円を減額するものでございます。

歳出では、第2款・保険給付費において、施設介護サービスなどの利用者の増減に伴い、各サービス等に係る給付費を増額・減額するものでございます。第3款・地域支援事業費の第1項・一般介護予防事業費132万4,000円の減額及び、第2項・包

括的支援事業・任意事業費 174万9,000円の減額につきましては、人件費の調整等によるものでございます。第4款・基金積立金の第1項・基金積立金につきましては、保険料余剰金 372万6,000円を増額するものでございます。第5款・諸支出金の第1項・償還金及び還付加算金につきましては、平成30年度分の保険料還付金 20万円を増額するものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第71号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第71号については原案のとおり可決されました。

~~~~~〇~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第12、議案第72号、令和元年度熊野町上水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~〇~~~~~

○町長（三村） 議案第72号、令和元年度熊野町上水道事業会計補正予算（第2号）案につきましては、収益的収入予定額を14万円減額し、総額を5億4,247万9,000円とし、収益的支出予定額を296万7,000円増額し、総額を4億9,836万1,000円とするものでございます。

内容といたしましては、人事異動及び人事院勧告に伴い人件費の調整を行うものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第72号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第72号については原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

再開は13時30分とします。

（休憩11時15分）

（再開13時30分）

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） 議長、動議でございます。今後の議事進行停止をお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 暫時休憩します。

（休憩13時30分）

（再開13時30分）

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 動議が今、荒瀧議員から出されましたけれども、その内容を説明してください。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） このたび発議で町議会議員の定数に関するものが出ております。私ども、2期目以上の方は8年間にわたり議論をしまして、特別委員会。その最初の委員長が議長です。2回目が山野副議長です。結論的にいえば、現状で行こうという結論になっておる、こういう共通認識でおります。それが、こういう形で一気に議案として上がってくる。これは議会の民主主義が成り立っておらないと。

1年生4人いらっしゃいますが、過去8年間の議論もどの程度正しい情報を伝えてらっしゃるかわかりません。改めてもう一度共通認識、議員16人、必要かと思えます。以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 荒瀧議員、その動議の内容は今わかったんですが、どういった動議でしょうか。何を要求されているのかということです。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） この発議の内容を私ども議員16人、もう一度共通認識を持たせていただきたいと。だから、発議者もですが、賛同されてらっしゃるそれぞれのメンバーの方の賛同の同意も聞きたい。過去の特別委員会での議論も踏まえてですよ。これが一気に反転するというのは、私ども8年間議論した意味がないと存じます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ということは、この日程13の発議第2号につきまして、提出を延期するというような動議ですか。

荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） 審議を停止していただきたいと。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 済みません、もう一度。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） 審議の停止です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 審議の停止の動議。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） 審議を進めないでください。

〇議長（大瀬戸） 審議の停止の動議ですね。

〇12番（荒瀧） そういうことでございます。

〇議長（大瀬戸） わかりました。

〇12番（荒瀧） 本来は、もう一度そういう特別委員会の中で結論が出たものが出てくるべきでございます。

〇議長（大瀬戸） 暫時休憩します。

（休憩 13時33分）

（再開 13時33分）

〇議長（大瀬戸） もう一度、荒瀧議員にお伺いします。この発議第2号に関しての撤回ということによろしいですか、の動議ということによろしいですか。

〇12番（荒瀧） いえ、審議の停止です。

〇議長（大瀬戸） 審議の停止。

〇12番（荒瀧） もう一度皆さんで議論いただいて、提出すべきものなのか。私は提出すべきものでないと思います。特別委員会を経て、過半数にとって、やはり減らすという議論になれば当然正々堂々というふうに出せますが、今まで過去8年の議論では、こういう議論は一切ないんです。ただ、そういう思いでいらっしゃる議員はおられました、それはまだ過半数ではございませんでした。

〇議長（大瀬戸） 暫時休憩します。

（休憩 13時34分）

（再開 13時36分）

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 会議を再開します。

ただいま荒瀧議員から審議の停止の動議が提出されました。この動議は会議規則第14条の規定により、発議者のほか1人以上の賛成者が必要です。賛成者はありますか。

（「賛成します」の声あり）

○議長（大瀬戸） わかりました。

賛成者がありますので、この動議は成立しました。

お諮りします。本件につきましては、日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、審議の停止の動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより追加日程第1、発議第3号、審議の停止についてを議題とします。

提案者からもう一度提案理由の説明を求めます。荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） 御採用いただきまして、まことにありがとうございます。

議会制民主主義に命をかけてこの御提案をいたしました。私ども議会、議会人として何をすべきかというのを常々8年間、議論してまいりました。往々にして定数が多い・少ない、報酬額が高い・低いと、そういう議論のほうが先走りまして、中身が議論されておられません。議員は立候補すれば当選するわけでございますが、人間的な資質、人格、教養、大変大事でございます。執行部から出る議案をしっかりと議論し、ビジョンをもって町政を、議案を可決しなくちゃいけない資格があるわけでございます。

そんな中、第1回目の特別委員会、今の議長、大瀬戸委員長がされました。そのときも報酬と人数のことにこだわられました。結局流れました。現状維持でございます。

2回目、山野副議長でございました。これは多面にわたりました議論です。膨大な資料になりました。財政再建のものから。收拾がつかなくなりました。

ある議員から、人口が2万人切るまでは現状でやっていこうじゃないかと。一生懸命

汗をかいて、熊野のビジョン、町長にはできないことをわしらが肩がわりせにゃいけん。今こそ災害の後、チャンスなんです。待つ余裕はないんです。高齢化、少子化、大変な問題を抱えております。表面だけやったような格好をしとったらだめなんです。そういう議論をすべきなのに、この4月の選挙明け、過半数をとられたようなふうでございしますが、中身は見えませんが、役職をそれぞれとられました。全く活動がございせん。やはり役職をとっても能力がない人がなると議会は運用できないです。それは町政も一緒かもわかりません。

そんな中、今回、突拍子もないこういう議案が出てくる。私が知ったのは、これが出てきてからでございします。大方6人の方は知らない。9人だけ固めたら勝ちだと。ぜひ議会運営委員会でどういう議論になったか。議長もこの発議をどうして受けられたのか。ぜひ伺いたい。

以上でございします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ただいま説明がございました。

これより質疑を行います。質疑はございせんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありせんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより発議第3号について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大瀬戸） 起立少数と認めます。

したがいまして、発議第3号については否決されました。

~~~~~○~~~~~

○9番（片川） 議長、今の質問に対して議長は答えられとらん。なぜこれを受理したかいうことを答えてない。

~~~~~○~~~~~





提出いたします。

この趣旨説明をさせていただきます。

これまで議会としてさまざまな議会改革に取り組んでまいりましたが、今後の情勢として少子高齢化がますます進み、今月においても人口はもう既に2万4,000人を切りました。このITの時代に、地域選出の議員でなく、町全体の代表議員としての2名削減でも十分活躍できると、いただける時代だと思っております。また、災害の復旧、復興にもまだまだ時間と財源も必要なとき、議員みずから負担は重くなると思えますけれども、十分機能できると、今回この発議をさせていただきました。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で趣旨説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

中原議員。

~~~~~○~~~~~

○15番（中原） 私も長いこと議員をやって、30年ありがとうございました。

この先ほど荒瀬議員が言われたように、4年と、8年もかけて議会改革運営委員会でやってきたんですが、ただそのときに2万人になったら考えようじゃないかということだったんですよ。それで、今山野議員が提案されたんですが、何でこのたびに提案されたんかちょっとわからないんですよ。ただ、数がそろいさえすりゃええんじゃないんかという形で提案されたんかと思うて、ちょっと聞いてみたいんですが。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 山野議員。

~~~~~○~~~~~

○14番（山野） 3年前ですかね、特別委員会で報告を一応出しました。そのときには16名の議員がいらっしゃって、削減も報酬も現状維持ということになったんですけども、今回、新しく4人の新人議員が出られまして、それらが削減の趣旨をもって議員として活躍したいということで、そういう話がありまして、今回提出させていただきました。

それから、発議に対して、特別委員会でないからやってないから発議ができないとい

うことはありません。16年前にも議会議員の削減のときに、20名から16名になったときに、特別委員会を持たずして各議員の署名をもって16名に削減したこともありますし、先日、町内の小学校、中学校におけるエアコンの導入ということに対しても、特別委員会があったわけでもなく、署名でもって出されたこともございます。だから、特別委員会で検討すべきということでもないと思います。こういう発議のやり方もあるのではと思っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ほかにございませんか。中原議員。

~~~~~○~~~~~

○15番（中原） どうもようわからんのですが、4年も8年もかけてやってきたのに、何でどうかいう。それと16人にしたときには私は議長だったです、ちょうど。ちょうど議長だったんで、そのときに、発議があったときに根回しをしながら、ちょっと待ってくれと。それで次の議会、次の議会で、大方1年近く、1年もせんかったんですが、近くの間根回しをしながらやってきたと思います。そういうことで、このたびはどうも強引過ぎるといふか、ちょっと汚いといふか、いふような感じがします。そういうことで、もう一回、もう一回聞きたいんです。ちょっと私の感覚とは違うんです。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 山野議員。

~~~~~○~~~~~

○14番（山野） 前の特別委員会の委員長をやったときに、自分の趣旨としては削減の気持ちでずっと通してきたと思います。ただ、数でいくとそれが通らない情勢だったので、それは皆さんの合意のもとにやったんですけれども、今回、新しく出られた方たちの意見も踏まえ、今まであったほかの議員の声も聞きながら、今回提出させていただきました。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 中原議員。

~~~~~○~~~~~

○15番（中原）　じゃあ今度から数があれば何でもやるという意味でとっていいということですね。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸）　ほかにございますか。答弁要りますか。

~~~~~○~~~~~

○15番（中原）　要りますよ。聞きたい。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸）　山野議員。

~~~~~○~~~~~

○14番（山野）　私は議員としての役割というか、考え方で行動しておりますので、これが数でいってるから、そういう意味で言われるのはちょっと心外だと思います。私は信念のもとにこれを出させていただいたので、ということです。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸）　ほかにございますか。沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田）　先ほど荒瀧議員もおっしゃいましたけれども、我々議員16人は、住民から付託を受けて住民代表として議会に送り込んでいただいております。このたびの発議につきましては、新しい議員4名とお話をされたということではございますが、16人では一度も話をされておりません。これが議会制民主主義に反すると私は思います。

16人の代表一人一人が住民から付託を受けているのにもかかわらず、一部の議員のみだけでお話をされて事を進めるというのは、完全に民主主義に反しており、話に入らなかった議員というものは、住民から貴重な1票をいただいて議会に送り出しているにもかかわらず、無視をされたという形になっております。一度は16人全員で話し合いを持たれるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸）　山野議員。

~~~~~○~~~~~

○14番（山野）　今の6人の残りの、残りいうたらあれですが、声をかけていただけなかったというのは、もう既に何度もお聞きしておりますので、これ以上言っても恐ら

く合意には達しないだろうという思いもありました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 質問はほかにごありますか。

諏訪本議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（諏訪本） 先ほど説明されたんですけども、町全体の役割を減にしても、人数を減らしても十分な役割を果たせるというように言われたんですけども、この定数減の目的ですよね。何が目的なのか。そこは役割が果たせるから減なんだと。いや、そうじゃなしに、減の2、今16から14という、2の減の案が出ておりますけども、なぜ2減なのか。その目的、これを聞かせてもらいたいというように思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 山野議員。

~~~~~○~~~~~

○14番（山野） それは先ほど趣旨説明のところで申しましたので、二度同じようなことは申しません。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 諏訪本議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（諏訪本） よくわからない。具体的なことがよくわからない。なぜ定数の減なのか。そこのところを明確にお願いしたいというように思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 山野議員。

~~~~~○~~~~~

○14番（山野） 昔は20人で熊野町、かなりの広いところで交通の便も悪く、情報網も非常に少なかったと思いますけれども、現在のようにITの時代で、そして端から端まで行っても車で10分のところの場所で、16人が右往左往するよりかは、14名にして、しっかりと皆さんの声が聞こえる時代だと思っております。それで、経費も削減され、その残ったお金で事業ができればというので、議員みずからも身を削る所存であって、今回出させていただきました。

以上です。

〇議長（大瀬戸） 諏訪本議員。

〇7番（諏訪本） 私はより多いほうがより多くの人とのかかわり合いも持って、そりゃIT等の活用もあるかもわかりませんが、より多くの町民の皆さんの声を行政のほうへ、我々の仕事として、我々の議会、議員の役割は何なのかということ考えたときに、町民の皆さんの声をいかに行政のほうに反映させるか。これが我々の大きな仕事のうちであります。また、もう一つは、執行部のほうから提案された議案等に対して、しっかり我々は点検チェックをする、これが我々の仕事だと思っております。

そういう意味で、減については私はかつてからずっと反対してきとるんですけども、それは例えばもし経済的な理由があるんなら、けさの会議では特別職の方々の給与の増についたり、あるいは我々についても含めた給与の増がありましたけども、それはいろんな方法で、例えば議員の給与を減らして、16人のより多くの声を行政執行部、あるいは町民の声を行政のほうにはね返らすべきではないかなというふうに私は考えておりますが、そこら辺についてはいかがでしょうか。

〇議長（大瀬戸） 山野議員。

〇14番（山野） 水かけ論になるので、済みません。討議のほうを行っていただきたいと思えます。

〇議長（大瀬戸） 山野議員、答弁をお願いします。

〇14番（山野） 見解の相違で、私は十分14人でできると思うからこれを提出させていただいたので、16人で十分だと思っております。14人で十分だと思えます。

〇議長（大瀬戸） 諏訪本議員。

〇7番（諏訪本） 14とか16で、それじゃあ声が反映するとかしないとか。ただ、私が言っておるのは、現在まで16でやってきて、それを14にする、その根拠といい

ますか、そこら辺がよく見えない。本当にやはり、先ほどから言っておりますように町民の皆さんの声を反映したり、あるいは我々執行部でも、特に私はこれまで定数について言ってる一つの根拠というんですか、考え方として、委員会の活性化ということ私を私は申し上げてきました。ただ、今委員会が、一つの委員会が5、5、6なんです。3つの委員会がですね。5でも実際には少ないのに、これがこのままいくと5、5、4になる。これでは今現在でも委員会が十分な機能を果たしていません。私は委員会が一つのやはり執行部のほうに対していろんな働きかける。個人で働きかける方法もありますが、議会としてはやはり委員会を通して執行部のほうに物を申したりとか、いろんな意見を言ったりとか、ともに協議したりとかいうことが必要なんではないかなと思っております。

この委員会制度を考えたときに、やはりもう5、5、4になってしまえば解体してしまう。そしたら2つにすればいいじゃないかと。あるいは1つにすればいいじゃないかと。こうなったらもう議会での委員会制度ということは、もうほんと不要になってしまう。そんな議会であっていいのかなということも私は思っておりますが、いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~  
○議長（大瀬戸） 山野議員。

~~~~~○~~~~~  
○14番（山野） 常任委員会の運営の仕方にはいろいろあると思うんですけど、今までは4つの部会に分かれてやっていたことが、今回は3つの部会に、常任委員会でやっておりますが、これの人数が足りなくなるなら、それを2つに分けてもいいですし、重なった常任委員会の委員構成であっても十分だと思っておりますので、忙しくなるのは当たり前だと思いますけれども、やれないことはないと思います。で、14名でやっても大丈夫だと思っております。

~~~~~○~~~~~  
○議長（大瀬戸） 諏訪本議員。

~~~~~○~~~~~  
○7番（諏訪本） 私もほんと繰り返すというんですか、なってしまうんですけども、ほんとにやはり今、先ほど言いましたように、例えばいろんな全部のことを執行部から提案されることを全部委員会で協議をして、それから本会議に出ると、これは不可能だ

と思っております。ただ、いろんな大きなことに関してはやはり委員会でしっかり協議して、長期間、いろんな執行部のほうとも協議をしながら、そして一つの町民の声を反映させる、そういうような方向が私は必要なんではないかなと思っております。そういう面では、今現在でも機能してない、してないといったら失礼かも知れませんが、機能してない委員会をより機能させることが必要だという判断に立っておりますから、それをさらに縮小したり、あるいは2つにする、あるいは1つにするというようなことになってしまったんでは、ますます我々町議会議員としての役割、これが果たせなくなってくると私は思っております。

〇議長（大瀬戸） 山野議員。

〇14番（山野） 答弁はありません。同じような意見になりますので。

以上です。

〇議長（大瀬戸） 今の御意見は討論のほうに近いかと思えます。討論でまたお願いしたいと思えますが。

ほかにございますか。片川議員。

〇9番（片川） 重なるんですが、特別委員会で委員長を受けられたと。受けられて答申を出された。その答申とは全く違う、真反対の発議を上げておられる。それで、特別委員会、発議に対して特別委員会は必要ない、おっしゃるとおりですよ。普通の発議ならですね。今、エアコンの話も出ましたが、エアコンと特別委員会、一切関係ございません。なぜ特別委員会という声が上がっているのか。委員長を受けられたんですよ。それも3年前じゃないですよ、30年に議会に、そして町民に答申を出されとる。その答申と全く違う発議をいきなり出すというのは、ちょっとこれ議会軽視でもあり、他の議員軽視でもあり、物が違うと思われれます。なぜ今こういう形で発議を出されたのか、非常にわかりません。

いいですか。特別委員会の委員長ですよ。委員長が議員全員の意見を委員長としてまとめて町民に発した、これと全く違うことを、同じ協議内容のことを全く違う形で。特別委員会、何じゃったんですか。議会の特別委員会というものはどういう位置にあ

るんですか。全くもって無視した発議をぼんと出されるというのが、議会軽視ですよ。ほんなら一切、人数さえそろえば議会で議論することもない、特別委員会で議論することもない、そんなばかりは議会があるんですか。委員長さんですよ。その答えを求めます。どういう思いで全く違う方向性のことをいきなりやられたか。

この特別委員会がなかったんであれば、されても構いませんよ。この定数削減の発議がどうこういうんじゃございません。中身に関してはですよ。勘違いされたら困ります。特別委員会を、そのことに対しての特別委員会の委員長として取りまとめをし、発したことと全く逆のことを急にやるというのがこの特別委員会はどうかということを言うとするんです。発議に対して特別委員会が要るか、要らないかという議論はしてない。お伺いしたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 山野議員。

~~~~~○~~~~~

○14番（山野） 先ほども申し上げたとおり、特別委員会の委員長であっては、その委員会のまとめ役としては皆さんの意見をしっかりお聞きして、それを皆さんで諮りました。私の個人としての意見としては、ずっと議会議員となってから議会の議員削減をずっと考えておりましたので、別に私自身が表裏一体になったというわけではございません。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ほかにございますか。片川議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（片川） 議員活動として、自分の信念を持ってやっとなる言われるのであれば、議員活動じゃったんじゃないですか、議会改革委員会というのは。そのことの委員長を受けられたんじゃないんですか。そんな考え方なら受けられにゃいい。無責任である。委員長として、そのときも発議が出てましたね。発議を出そうとするもとに、発議に基づいて特別委員会をつくったわけですよ。この議会の流れを全く無視するってどういうことですか。そういう考えの方なら委員長を受けるべきでない。委員長として、委員長も議員活動の一環じゃないんですか。その中での取りまとめをやった。取りまとめをやって、答申を出した。全然物が違やしませんか。まずそういうことをやって



きた、大瀬戸議長のと時から8年間やってきた中で、それを継続して、自分が出したいんであれば、仮にも委員長をやった責任において、まず議会の中で話し合うべきですよ。話し合いもせずに、まずその話し合いのもとにまた同じじゃったと、これはどうでもこうでも発議させてもらおうという流れならわかりますよ。8年間やってきた特別委員会。そこに今おられる今期からの4名にはそのことは一切御存じない。議員削減である、定数削減である、報酬削減である。形のええことじゃございましょうがね、その裏に何があるのか。町民の利益と不利益。そうしてここへおる16人の中で、4人、議論してきたことを知らないまま、私も1年生でしたら書きますよ。形のええことは報道じゃあ書いてあります。町民の利益不利益をもっとしっかり考えて、だから8年間、前に進まなかった。それが本来のうちの議会の姿じゃないですか。堂々めぐりだから、こういう答弁しか返ってこなかった。議運でもちゃんと協議して発すべきだということを私は申し上げましたが、どうせ堂々めぐりだから、こんなばかな議論があるんですか。こんなばかな議会があるんですか。

特別委員会、これ何ですか、熊野町議会において。お答えいただけますか、議長も含めて。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） この発議第2に対しての質問ですか。

~~~~~○~~~~~

○9番（片川） そうですね。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 山野議員。

~~~~~○~~~~~

○14番（山野） 特別委員会のことについて言われますけれども、特別委員会を立ち上げたときに、発議の発端から特別委員会をつくろうとしたときに、議員削減に対しては議論するならこの特別委員会はする必要がないという意見がありました。そうでしたよね。それで、その議員削減を省いた報酬、あるいはその他の改革の話で進めていってまとめたと思います。現状維持という形でなったと思います。だから、そういった議員削減に関する議論はそのときはしておりませんでしたね。

（「しとるよ」の声あり）

いやいや、やろうと思ったら、もうその話だったらこれやめえという話だったんじゃない

ないですか。

〇議長（大瀬戸） 片川議員。

〇9番（片川） 記憶で物を言うても、ええかげんなことになりますから、この程度でしょう、私が記憶しとるのは、定数及びということが入っておりました。それが条件で、あれを変ええいうことも私は言いましたね、特別委員会の中で。全般的に考えましょういうことを。変えることはできませんいうことでした。事務局、資料を出してくださいよ。定数削減等ですよ、定数等、定数等というのは明らかに入っておりましたよ。

〇議長（大瀬戸） それは質問でしょうか。質問ですか、片川議員。

〇9番（片川） 質問ですよ。

〇議長（大瀬戸） 答弁のしやすい質問をしていただけませんか。片川議員。

〇9番（片川） それじゃあ、質問じゃなくして、答弁がおかしいということです。いいですか。熊野町議会議員定数等調査検討特別委員会最終報告書というのが30年に出ています。これ委員長がおっしゃることと全然違うじゃないですか。

質問をせい、質問せいということでしょうけどね、質疑ということでしょうが、答弁に対しておかしいことはおかしいと言わせてもらわにゃいかん。みんなに周知しとかにゃいけん。うやむやにね、適当な答弁をされてね、それをさらっと流すわけにはいきません。これは大きな町民の財産のことにかかわる発議ですから、言うべきことは言わせてもらわにゃいかんし、答えられることはちゃんと答えていただかにゃいけん。

〇議長（大瀬戸） 山野議員。

〇14番（山野） ちょっと記憶違いでした。等が入っておりました。削減等があったから、特別委員会がされた、しました。ということです。

○議長（大瀬戸） ほかに質疑ございますか。

山吹議員。

~~~~~○~~~~~

○13番（山吹） 反対討論のときに言わせてもらおうと思ったんですけども、ちょっと私が定数等調査検討委員会から答申を受けた立場から話をさせていただいたらと思います。

どちらがよいかわかりませんが、定数等調査検討委員会の委員長の山野議員から、昨年、平成30年3月30日、まとめとして報告をされ、議長宛てに答申をされました。その内容、理由は、議員定数については現状のままで、議会がステップアップしながらやっていけばよい。また、常任委員会を7名から8名にし、活性化させることを検討する。また、人口が2万人を切る状況になれば、再度熟考することとし、人口維持に努力しながら、若い世代を育てていく。議員報酬については、現状維持とする報告がありました。それがなぜ努力もしないうちに、このたびの発議でしょうか。議員を軽視しているのではないかと思います。委員会も9回開催されております。新しい4人の議員さんからの発議ならわかりますが、9回の定数等調査検討委員会は何だったのでしょか。委員会が必要ないように思います。もう少し努力したらどうでしょうか。もっと議員一人一人を尊重しながら、お互いがしっかり考え、判断を誤らないような議員として、責任と自覚を持って頑張りたいものです。議員皆さんの努力に期待しております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 山野議員、答弁ございますか。

~~~~~○~~~~~

○14番（山野） ありません。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 質疑もほぼ同じ内容ではないかと思われまので、ありますか。

荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） さまざま聞きたいことがたくさん出ております。山野議員の個人の議員の判断と議会の判断が混雑されてます。どちらかという個人がウエートが高過ぎ

ますが、これは御自分は自覚されてらっしゃいますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 荒瀧議員、マイクのそばでお願いします。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） その1点。もう一つ、14人でやっていける、それは具体的にどうやったらやっていけるか、出してください。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 山野議員。

~~~~~○~~~~~

○14番（山野） それは今後に検討されていただきたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ほかにございますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） ないようでしたら、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。山吹議員。

~~~~~○~~~~~

○13番（山吹） 先ほど申しましたことですが、反対討論をさせていただきます。

定数等調査検討特別委員長の山野議員から、再度申しますけども、昨年、平成30年3月30日にまとめを報告され、議長宛てに答申をされました。答申を受けた立場から言わせてもらいますけども、その内容、理由は、議員定数については現状のままで、議会がステップアップしながらやっていけばよい。また、常任委員会を7から8名にし、活性化されることを検討するという報告。また、人口が2万人を切る状況になれば、再度熟考することとし、人口維持に努力しながら、若い世代を育てていく。議員報酬については現状維持とすると報告がありました。それがなぜ努力もしないうちにこのたびの発議でしょうか。議員を軽視しているのではないかと思います。委員会も9回開催されております。新しい4人の議員さんからの発議ならわかりませんが、9回の定数等調査検討委員会は何だったのでしょうか。もっと議員一人一人を尊重しながら、お互いがしっかり考え、判断を誤らないように、議員として責任、威厳を持って頑張りたいものです。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 賛成の討論はございますか。

時光議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○10番（時光） ただいま討論に付されました熊野町議会議員定数条例の一部を改正する条例案、議員定数を16から2減とし、14とする発議に対しまして、賛成の立場から討論いたします。

当町におきましては、先ほど発議者から御意見もありましたように、人口減に加え、少子高齢化が進んでおります。社会保障費も増大の一途をたどっております。さらに昨年の豪雨災害による復興、復旧も道半ばでございます。そして、東部防災センターを初めとする新しい防災、そして減災計画においても、町財政を圧迫しております。町としても積極的に行財政改革に取り組んでおられますけど、現在、熊野町は過去に経験をしたことのない状況に差しかかっております。

そうした中で定数を削減するというのは確かにマイナス要因もございますけど、議員一人一人が町民の皆様のためにという志をもってみずからを研さんし、資質を高め、民意をいかに反映するかという基本理念において行動すればクリアできることだと思います。今こそ議員みずからが身を切る議会改革が必要と思っております。

以上の理由により、本議案に賛成いたします。議員の皆様賢明な判断を求め、討論を終了いたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 反対の立場からの討論ございませんか。諏訪本議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○7番（諏訪本） 14にしても、個人個人がしっかり研修をして、力をつけてやっていくということですが、それはやはり先ほどしゃべられたようにやっぱりマイナス要因なんですね。だから、それはやはりマイナス要因は避けたほうがいいというのは私の考えでございます。

さっきの委員会の運営にかかわってもそうなんですけども、16であっても、先ほどちょっと言い忘れたんですが、我々の給与を減らしてでも16の人数を確保して、経済的なことが理由であるんなら、そういったような覚悟をして16を確保すべきではないかというように私は思っております。

討論を終結します。よろしいですね。

暫時休憩します。

(休憩 1 4 時 2 4 分)

(再開 1 4 時 2 4 分)

~~~~~〇~~~~~

○議長（大瀬戸） この採決は起立によって行います。

本案につきまして、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（大瀬戸） 起立多数と認めます。お座りください。

したがいまして、発議第 2 号については原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

それでは、本日はこれにて散会といたします。

お疲れさまでございました。

(散会 1 4 時 2 5 分)

上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。

熊野町議会議長

署名議員

署名議員

署名議員